平成２０年（排）第５１号

排　除　命　令　書

宮崎県児湯郡川南町大字川南２００１６番地３
宮崎県農協果汁株式会社
同代表者　代表取締役　羽　田　正　治

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　宮崎県農協果汁株式会社（以下主文において「宮崎県農協果汁」という。）は，自ら又は取引先販売業者を通じて一般消費者に販売した「サンＡ炭焼コーヒー」と称する缶入りコーヒー（以下主文において「サンＡ炭焼コーヒー」という。）及び「サンＡ＆デーリィ炭焼コーヒー」と称する缶入りコーヒー（以下主文において「サンＡ＆デーリィ炭焼コーヒー」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，サンＡ炭焼コーヒーにあっては平成１６年５月ころから平成１９年１２月ころまでの間，サンＡ＆デーリィ炭焼コーヒーにあっては平成２０年１月ころから同年７月ころまでの間，これらの商品の容器において行った，あたかも，これらの商品の原材料として用いられたコーヒー豆は炭火で焙煎したもののみであるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，これらの商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　宮崎県農協果汁は，今後，サンＡ炭焼コーヒー及びサンＡ＆デーリィ炭焼コーヒー又はこれらと同種の商品の

取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

3　宮崎県農協果汁は，今後，サンＡ炭焼コーヒー及びサンＡ＆デーリィ炭焼コーヒー又はこれらと同種の商品の取引に関し,第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　宮崎県農協果汁は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　宮崎県農協果汁株式会社（以下「宮崎県農協果汁」という。）は，肩書地に本店を置き，コーヒーの製造販売業を営む事業者である。

2 (1) 宮崎県農協果汁は，平成元年４月ころから平成１９年１２月ころまでの間，「サンＡ炭焼コーヒー」と称する缶入りコーヒー（以下「サンＡ炭焼コーヒー」という。）を，平成２０年１月ころから同年７月ころまでの間，「サンＡ＆デーリィ炭焼コーヒー」と称する缶入りコーヒー（以下「サンＡ＆デーリィ炭焼コーヒー」という。）をそれぞれ製造し，自ら又は取引先販売業者を通じて，主に宮崎県内において一般消費者に販売していた。

(2) 宮崎県農協果汁は，株式会社トーホーから購入したコーヒー豆を用いてサンＡ炭焼コーヒー及びサンＡ＆デーリィ炭焼コーヒーを製造していた。

(3) 株式会社トーホーは，佐賀県鳥栖市に所在する同社の「鳥栖工場」と称する施設において，コーヒー豆を焙煎しているところ，平成１６年５月ころから平成２０年７月ころまでの間，ガスで焙煎したコーヒー豆（以下「ガス焙煎コーヒー豆」という。）を炭火で焙煎したコーヒー豆（以下「炭火焙煎コーヒー豆」という。）に混合して宮崎県農協果汁に販売していた。

(4) 炭火焙煎コーヒー豆を原材料に用いたコーヒーは，ガス焙煎コーヒー豆を原材料に用いたものに比べて，風味が良く，うまみとこくがあるとされており，一般消費者に好まれる傾向にある。

３(1) 宮崎県農協果汁は，サンＡ炭焼コーヒーについて，平成１６年５月ころから平成１９年１２月ころまでの間，当該商品の容器の前面（別添写し１）に「ＣＨＡＲＣＯＡＬ　ＣＯＦＦＥＥ」及び「炭焼コーヒー」と，同後面（別添写し２）に「厳選された炭火焙煎の豆を使用した、本物志向のブレンド珈琲です。炭焼コーヒー独特の深い味わいと香り高い風味をお楽しみ下さい。」とそれぞれ記載することにより，あたかも，当該商品の原材料に炭火焙煎コーヒー豆のみが用いられているかのように示す表示をしているが，実際には，当該商品の大部分については，原材料として用いられた炭火焙煎コーヒー豆の割合が７０パーセントを下回るものであった。

(2) 宮崎県農協果汁は，サンＡ＆デーリィ炭焼コーヒーについて，平成２０年１月ころから同年７月ころまでの間，当該商品の容器の前面（別添写し３）に「炭焼」及び「ＣＨＡＲＣＯＡＬ　ＲＯＡＳＴ」と，同後面（別添写し４）に「厳選された炭火焙煎の豆を使用したブレンド珈琲です。炭焼コーヒー独特の深い味わいと香り高い風味をお楽しみ下さい。」とそれぞれ記載することにより，あたかも，当該商品の原材料に炭火焙煎コーヒー豆のみが用いられているかのように示す表示をしているが，実際には，当該商品の過半については，原材料として用いられた炭火焙煎コーヒー豆の割合が７０パーセントを下回るものであった。

４　宮崎県農協果汁は，平成２０年７月ころ，サンＡ＆デーリィ炭焼コーヒーの販売を中止し，当該商品の原材料にガス焙煎コーヒー豆が混入していた事実を自社のウェブサイトに掲載した。

法 令 の 適 用

前記事実によれば，宮崎県農協果汁は，サンＡ炭焼コーヒー及びサンＡ＆デーリィ炭焼コーヒーの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し,公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２０年１２月１０日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水